

関係団体からの島根県消費者基本計画に対する意見とその対応

① 市町村消費者行政課と市町村消費者問題研究会との意見交換会

松江会場：平成27年11月4日 益田会場：平成27年11月5日

大田会場：平成27年11月6日 隠岐会場：平成27年11月10日

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
啓発	○ 県民意識調査では、消費者被害に遭った人のうち、消費者センターや市町村相談窓口を利用したことが無い人が多すぎる。(P17) 相談窓口の周知が必要と感じる。	○ 第4章の基本方針Ⅲ・施策⑥「消費生活情報の発信」の事務事業「消費者啓発推進事業」により各種相談窓口の周知に一層努めます。(P34により <u>反映済み</u>)
消費者教育	○ 出前講座は消費者トラブルを防ぐ有効な手段であると思う。 出前講座の依頼を待っているだけではなく、行政の方から押しかけていく必要がある。	○ 第4章の基本方針Ⅲ・施策⑦「消費者教育の総合的・一体的推進」により、年代に応じた出前講座を実施し、様々な団体から出前講座を受講してもらえるよう、積極的に働きかけます。(P35により <u>反映済み</u>)

② (一社)島根県労働者福祉協議会との意見交換会

平成27年12月2日

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
多重債務問題	○ 多重債務に関する相談は減少してきているが、未だ大きな問題であると思う。 引き続き多重債務対策を行ってほしい。	○ 第4章の基本方針Ⅱ・施策④「県消費者センターの充実」の事務事業「弁護士無料相談会」及び「多重債務無料相談会」により、弁護士会等と連携し多重債務対策に取り組めます。(P31により <u>反映済み</u>)